

こ 成 事 第 462 号
令和 5 年 8 月 22 日
こ 成 事 第 560 号
令和 5 年 12 月 6 日
こ 成 事 第 616 号
令和 6 年 8 月 6 日
こ 成 事 第 265 号
令和 7 年 4 月 24 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて

標記については、次により、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。
ついては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して周知をお願いするとともに、
本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

第 1 創設及び改築

1. 放課後児童クラブを整備する場合の留意事項

「子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について」（令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 453 号。以下「交付要綱」という。）別表 1 第 4 欄に定める「学校敷地内等において放課後子供教室との「校内交流型」として一体的に創設又は改築を行う場合」については、以下のすべての要件を満たすこと。なお、「校内交流型」とは、同一小学校内等で放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを指す。

（1）次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条の規定に基づき市

町村が策定する市町村行動計画に、放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容が記載されており、かつ、当該放課後児童クラブが同一の小学校敷地内等で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施（予定を含む。）されること。

なお、市町村行動計画を、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づく市町村こども計画や子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定している場合であっても、上記（1）の要件を満たす場合は、整備対象として扱って差し支えない。

（2）整備予定となっている小学校において余裕教室等の活用が困難であること。

（3）当該市町村において、待機児童が既に発生している又は当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性があること。

なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第9条第1項に規定する専用区画のほかに、児童の遊び等のために必要な場を併せて整備することは差し支えない。

2. 交付要綱別表1の4欄に規定する「学校敷地外で放課後児童クラブを利用することも地域のこどもが共に過ごし交流する場を一体的に整備する場合」については、以下の点に留意すること。

（1）放課後児童クラブ整備後に、待機児童が発生する可能性がある場合には、一体的に整備した部分について、放課後児童クラブ専用区画とするなど、待機児童対策の取組ができるようにすること。

（2）放課後児童クラブを利用することも地域のこどもが共に過ごし交流する場であって、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第37条から第40条に規定する基準を満たす場合には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設として位置付けて差し支えない。

3. 交付要綱別表1の6及び別表3の6に規定する「待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備」は、以下の要件を全て満たす整備とする。

（1）放課後児童クラブの創設又は既存の放課後児童クラブの定員増を伴う整備であること。

（2）当該市町村において放課後児童クラブの利用に係る待機児童が既に発生している若しくは当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性があること。

4. 交付要綱別表1の6及び別表3の6に規定する「放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備」は、第1の3の「待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備」の要件を満たす整備とする。

5. 病児保育事業を行うための施設（以下「病児保育施設」という。）を整備する場合の留意事項

病児保育施設であり、「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第180号こども家庭庁成育局長通知。以下「病児保育通知」という。）に定める要件を満たすこと。

第2 一部改築

1. 補助基準額の算出方法

一部改築に係る補助基準額（以下「基準額」という。）は、改築に係る基準額に、一部改築部分に係る面積の施設総面積に対する比率を乗じることにより算出される額とする。

$$\text{一部改築基準額} = \text{改築基準額} \times \text{改築面積} / \text{既存施設の総面積}$$

2. その他

既存施設の一部を解体し撤去する場合における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費についても上記と同様の考え方により算出するものとする。

第3 拡張

1. 放課後児童クラブを整備する場合

次のいずれかに該当する整備を対象とする。ただし、一の支援の単位を構成する児童の数が71人以上である放課後児童クラブの整備は補助の対象外とする。

- （1）受け入れる児童の増を図るために、既存の放課後児童クラブの延面積の増加を図る整備。
- （2）既存の放課後児童クラブが狭隘であるため、受け入れる児童の増は行わずに、既存の放課後児童クラブの延面積の増加を図る整備。
- （3）既存の放課後児童クラブに児童が体調の悪い時などに休息するための静養スペースが無い場合、既存の放課後児童クラブの延面積を増加させて、新たに静養スペースを設ける整備。
- （4）本通知の第1の2に準じ、学校敷地外で放課後児童クラブを利用することと地域のこどもが共に過ごし交流する場を整備するため、既存の放課後児童クラブの延面積の増加を図る整備。

2. 病児保育施設を整備する場合

次のいずれかに該当する整備を対象とする。

- （1）受け入れる児童の増を図るために、既存の病児保育施設の延面積の増加を図る整備
- （2）既存の施設が狭隘であるため、受け入れる児童の増は行わずに、既存の病児保育施設の延面積の増加を図る整備

第4 大規模修繕

1. 対象事業

区 分	内 容
-----	-----

(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 施設の模様替	① 狭隘な居室を利用児童のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 ② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 特殊附帯工事	第5により建物に固定して一体的に整備する工事
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ② 地震防災対策上必要な補強改修工事 ③ 緊急災害時用の自家発電設備の整備
(9) 防犯・防災対策の実施に必要な修繕	防犯・防災対策を実施するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の修繕等必要な安全対策に係る整備
(10) 学校敷地外で放課後児童クラブを利用することと地域のこどもが共に過ごし交流する場を一体的に整備した施設の修繕	本通知の第1の2の要件を満たした施設のうち、上記（1）～（9）に該当する整備
(11) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね 10 年とする。

2. 対象基準

- (1) 原則として、1 施設の対象経費の実支出額が次により算出された金額以上のものであり、かつ、これにより算出された額が 500 万円（新型コロナウイルス感染症対策のために実施する大規模修繕については、300 万円）に満たない場合は、500 万円（新型コロナウイルス感染症対策のために実施する大規模修繕については、300 万円）以上のものとする。

施設延面積（基準面積）× 4,000 円

ただし、創設及び改築の基準額を上限とすること。

- (2) 1 の (3) の事業については、原則として 1 施設の対象経費の実支出額が 300 万円以上、アスベスト処理工事及び 1 の (9) の事業については、原則として 30 万円以上のものとする。
- (3) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
- (4) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。

3. 基準額

次のいずれかで最も低い方の価格を基準額とする。

- (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り
- (2) 民間工事請負業者 2 社の見積りを比較して、低い方の見積り

第 5 特殊附帯工事（資源有効活用整備費）

1. 目的

利用児童の処遇の改善及び地域社会の環境に配慮した施設整備の推進を図ること等を目的とする。

2. 対象事業

(1) 趣旨

施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、利用児童及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設づくりの推進を図る。

(2) 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

① 水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水等の循環・再利用のための整備

② 生ごみ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

③ ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

④ その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

3. 基準額

交付要綱別表第1による。

第6 応急仮設施設整備

1. 対象事業

長時間継続する災害により、利用児童の処遇上特に必要と認められる応急仮設施設整備であって、原則として、利用児童の処遇に直接かかわるものについては、平成27年3月31日雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「放課後児童クラブ運営指針」を、病児保育施設については、病児保育通知に定める要件を満たしていること。

なお、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度、地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）に協議するものとする。

2. 基準額

次のいずれか低い方の価格を基準額とする。

（1）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り

（2）工事請負業者の見積り

なお、これにより難い特別の事情があるときは、地方厚生（支）局長が必要と認めた額とする。

3. なお、応急仮設施設は、放課後児童クラブ及び病児保育施設が、災害による警戒区域等に所在するため、当該施設の使用が長期間困難となった場合に、利用児童の適切な処遇を確保するため、当該施設と同等の機能を有する施設として緊急避難的に設置される施設であり、当該施設の使用が再開されるまでの間、当該施設と同様の施設として取り扱われるものであること。

第7 解体撤去工事費・仮設施設整備工事費

1. 趣旨

この工事費は、老朽化等に伴う施設の改築に際して必要となる既存施設の解体撤去工事及び改築等工事期間に代替施設を必要とする場合の仮設施設整備工事に要する経費を補助することにより、円滑な改築等整備を行い、利用児童の処遇の向上を図るものである。

2. 解体撤去工事費

（1）対象施設

対象となる施設は、交付要綱による放課後児童クラブ及び病児保育施設のうち、改築を行う施設とする。

（2）対象事業

対象となる事業は、交付要綱第4条の表の整備区分欄に掲げる改築に伴い、既

存施設の一部又は全部を解体し撤去する事業とする。

(3) 基準額

- ① 改築を行うことに伴い既存施設を解体し撤去する場合
交付要綱別表 1 による。
- ② 既存施設の一部を解体し撤去する場合
第 2 の考え方により、①の基準額から算出されたものを基準とする。

(4) 留意事項

- ① 解体撤去工事費には、既存施設の解体に係る経費のほか、解体により発生する廃材の運搬及び処分に要する費用についても含まれるものであること。
- ② 国の補助事業において取得した既存施設に係る財産処分（取壊しに限る）の取扱いについては、第 8 に定めるところによるものとする。

3. 仮設施設整備工事費

(1) 対象施設

対象となる施設は、解体撤去工事費が交付対象となる施設であって、用地の関係上等特別な事情により仮設施設が真に必要と認められる施設とする。

(2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱第 4 条の表の整備区分欄に掲げる改築又は大規模修繕に伴い仮設施設を整備する事業とする。

(3) 基準額

- ① 改築を行うことに伴い仮設施設を整備する場合
交付要綱別表 1 による。
- ② 既存施設の一部を解体し撤去することに伴い仮設施設を整備する場合
第 2 の考え方により、①の基準額から算出されたものを基準とする。
- ③ 大規模修繕を行うことに伴い仮設施設を整備する場合
第 4 の 3 により算出されたものを基準とする。

(4) 留意事項

- ① 仮設施設整備工事費には、交付要綱第 6 条に定める費用を除き、仮設施設の整備に最低限必要なすべての附帯設備に要する費用が含まれるものであること。
- ② 仮設施設の整備については、原則として建物の賃借により行うものとする。
ただし、特別な事情により他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りでない。
- ③ 仮設施設は、改築工事期間の代替施設として一時的に整備する施設であるが、当然のことながらこの間、利用児童の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全面にも十分考慮し、施設運営に著しい支障が生じないように配慮すること。
- ④ 仮設施設の整備に当たっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。

第 8 財産処分

1. 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以

下「適正化法」という。)第22条の規定による財産処分については、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」(以下「財産処分承認基準通知」という。)によるほか、国の補助事業により取得した施設(以下「補助財産」という。)の解体撤去工事費が子ども・子育て支援施設整備交付金の対象事業となる場合に限り、円滑な財産処分の手続きを進めるため、次によることとする。

2. 対象となる施設

対象となる施設は、財産処分承認基準通知において、包括承認事項に該当する場合を除き、補助財産であって、老朽化等による補助財産の解体撤去工事費が子ども・子育て支援施設整備交付金の補助事業となった施設とする。

3. 承認申請書の提出時期

適正化法第22条に規定する補助財産の財産処分(取壊しに限る。以下同じ。)を行おうとする者は、財産処分承認申請書を交付要綱第10条に基づく解体撤去工事費に係る補助金の交付申請書の提出日又は解体撤去工事の着工予定日の1か月前のいずれか早い日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

4. 財産処分の承認

財産処分は、子ども・子育て支援施設整備交付金の交付決定通知書に併記された財産処分承認通知書をもって承認されるものである。

なお、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。

(1) 市町村が事業を実施する場合

- ① 本承認は、財産処分承認基準通知別添1の第3の1の(1)により行うものである。
- ② 財産処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を地方厚生(支)局長に提出すること。

(2) 市町村が市町村以外の者(以下「社会福祉法人等」という。)の実施する事業に対し、補助する場合

- ① 財産処分(取壊し)の承認に当たっては、設置者に対し次の条件を付さなければならない。
 - ア 本承認は、財産処分承認基準通知別添1の第3の2の(1)により行うものである。
 - イ 財産処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を市町村長に提出しなければならない。
- ② ①のイにより財産処分の完了報告を受けたときは、速やかに関係書類を添えて、地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

5. 仮施設に係る財産処分の取扱い

第7の3により仮施設整備工事費の補助を受けた仮施設について、交付要綱第10条に基づく交付申請書に記載された期間を経過したものは、適正化法第22条に規定する財産処分の手続は要しないものとする。

第9 繰越しによる事業内容の変更申請手続

1. 対象となる事業

対象となる事業は、交付要綱に基づく子ども・子育て支援施設整備交付金の交付を受けた整備であって、当該補助金の補助を受けた会計年度内に完了することが困難となったため、交付要綱第9条（1）のエ又は同条（2）のアにより地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない整備事業とする。

2. 変更申請の手続き

（1）事前の報告

交付要綱による交付金の交付を受けた整備事業が会計年度内に完了しないと認められたときは、交付金の歳出予算繰越手続を進め、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第24条に基づく繰越計算書（「繰越しを必要とする理由」を明記すること。）を財務省財務局（福岡財務支局、沖縄総合事務所を含む。以下同じ。）長あて送付したときは、速やかにその写しを添えて地方厚生（支）局長あて報告すること。

（2）事業内容変更承認申請書の様式及び提出時期

財務省財務局長より交付金の歳出予算に係る翌年度への繰越しの承認があったときは、別紙の様式による事業内容変更承認申請書を、当該繰越承認通知を受理した日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（3）事業内容変更承認申請書提出後の報告

繰越額確定計算書を財務省財務局長あて送付したときは、速やかにその写しを添えて地方厚生（支）局長あて報告すること。

3. その他の留意事項

（1）明許繰越しの必要が生じたときは、財政法（昭和22年法律第34号）第43条及びその他の法令に基づき、補助金の歳出予算繰越手続を財務省財務局との緊密な連絡のもとに、円滑に進めることとする。

（2）前年度から繰越整備事業について、特別な事情により、更に繰越しが必要となると認められたときは、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならないものとする。

第10 その他

1. 放課後児童クラブの整備における「新・放課後子ども総合プラン」等の取扱い

「放課後児童対策パッケージ2025」（令和6年12月こども家庭庁・文部科学省連名通知）において、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）における「一体型」を「校内交流型」と改めているが、同義のものとして扱って差し支えない。

2. 競争契約における最低制限価格制度の取扱い

（1）最低制限価格の設定については、市町村が実施する公共工事等の契約手続に準拠し、工事請負契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認められる場合に設定できるものである。

（2）交付事業等を行う社会福祉法人等が特に必要と認めて最低制限価格を設定する

場合は、市町村が実施する公共工事等において最低制限価格を設定する際の算定方法に準じて算出した額とすること。

- (3) (2) による設定額を超える場合は、別途、合理的な設定根拠が求められるものであること。この場合、補助基準額を設定根拠とすることは合理的な根拠とは認められないこと。

3. 契約の相手方等からの寄付金等の取扱い

- (1) 子ども・子育て支援施設整備交付金の交付の条件として、社会福祉法人等が放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (2) 契約の相手方及びその関係者とは、放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備事業を行うために社会福祉法人等と契約を締結した建設工事請負業者、備品納入業者及びその下請け業者とこれら業者の役員をいう。
- (3) 寄付金等の資金提供を受けることを禁止するとは、金銭のみならず、有価証券全般についても受領することを禁止するもので、寄付目的などその用途を放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備事業に限るものではない。また、物品の寄付についても、時計、植樹等の記念品程度のものを除き、社会常識を超えるような高額な物品については禁止する。
- (4) 社会福祉法人等が直接、寄付金等の資金提供を受けない場合であっても、次のような場合には実質的に資金提供があったものとみなされるものであり、禁止する。
- ① 社会福祉法人等に寄付を行う者が、契約の相手方及びその関係者から資金提供を受けること。
 - ② ①以外の場合であっても、社会福祉法人等の理事、監事、評議員及び職員が契約の相手方及びその関係者から資金提供を受けること。
- (5) 契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けていた事実が判明した場合は、その金額を総事業費から差し引いた額を総事業費とみなし、過大に補助金を受給していた場合は、交付決定の一部を取り消し、過大受給した補助金の返還を求めることとする。

4. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号。以下「南海トラフ特措法」という。）第 12 条第 1 項の規定により定められた津波避難対策緊急事業計画（以下、「南海トラフ事業計画」という。）に基づく整備の取扱い

関係書類として、南海トラフ特措法第 12 条第 5 項の規定に基づき内閣総理大臣の同意を得た南海トラフ事業計画の写しを提出すること。

5. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「日本・千島特措法」という。）第 11 条第 1 項の規定により定められた津波避難対策緊急事業計画（以下、「日本海溝・千島海溝事業計画」という。）に基づく整備の取扱い

関係書類として、日本・千島特措法第 11 条第 5 項の規定に基づき内閣総理大臣の

同意を得た日本海溝・千島海溝事業計画の写しを提出すること。

別紙様式1

< 番 号 >
令和 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

都道府県知事

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金に係る事業内容変更承認申請書の提出について

標記について、管内市町村から別添のとおり申請がありましたのでお送りいたします。

別添様式2

＜ 番 号 ＞
令和 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

市 町 村 長

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金に係る事業内容変更承認申請について

標記について、年度内の事業完了が困難となったため、別紙のとおり事業の内容の変更について、申請いたします。

(別紙)

事業内容変更承認申請一覧表

事 項	事業概要	(当初計画) 変更計画	既交付決定額 (a + b)	支出済額 (a)	翌年度繰越額 (b)	事業完了 予定年月日	繰越事由
	施設の所在地 施設の所在地設置主体及び経営主体 施設整備区分						

(注) 事項ごとに次の書類を添付すること。

- ・繰越計算書 (写)
- ・翌年度にわたる債務の承認通知 (写)

(注) 繰越事由は箇所別調書及び理由書と同様に記載すること